

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する意見・提案  
本文

番号	項目名 (タイトル)	箇所							意見・提案内容
		頁	第	数	(数)	加	(加)	英字	
27	土壌調査に係る費用	3	2	1	(1)				設計及び建設業務における事前調査業務のうち、土壌調査については、汚染状況等によって調査方法が大きく異なり、現段階では適切なコストを算出することが難しいと考えられるため、事業提案時の価格には含めないものとして頂きたい。
28	改修及び耐震改修	3	2	1	(2) (3)				現本館、研究棟の改修及び耐震改修については、事業者側で設計及び工事を行うこととなっておりますが、その結果の耐震性能などについて、事業者側で責任のすべてを負うことは困難だと思います。適切なリスク分担をご検討いただきたいと思います。
29	基本事項	9	3	3	(1)				協議の結果、県側の要請により軽微な変更が発生した場合、その費用に関しては、追加で県に負担して頂くことをお願い申し上げます。
30	業務内容	10	3	5	(1)	7	(4)	b	事前調査で公表資料等から予知できない何らかの障害が発生した際には、大幅なスケジュール見直しやコストの増加が想定されますので、その責任まで全て事業者で負担することは致しかねます。
31	業務内容	12	3	5	(2)	7	(4)	e	公表資料等から予知できない何らかの障害が発生した際には、大幅なスケジュール見直しやコストの増加が想定されますので、その責任まで全て事業者で負担することは致しかねます。
32	新施設紹介PV等の作成	15	3	5	(2)	オ	(オ)		『PV等』と記載されていますが、コストに関係しますので、GD-Rやパンフレット（印刷部数等）具体数を提示していただきたいと思います。
33	建築物の修繕	17	4	2	(1)				建築物保守管理業務に、修繕が含まれておりますが、既存施設については、完成から年月も経ており、修繕のコストをご提案することが極めて困難です。既存施設については、点検、保守のみとし、修繕は対象外としていただきたいと思います。
34	業務の実施（建築物保守管理）	17	4	2	(2)				業務計画書の提出について、2ヶ月前までに作成し、県へ承認を得る旨の記載がございますが、翌年度計画の修正期限としては、少々早いタイミングと存じます。1ヶ月前に修正いただけませんかでしょうか。
35	業務の目的（建築設備保守管理）	20	4	3	(1)				建築設備保守管理業務に、修繕が含まれておりますが、既存施設については、完成から年月も経ており、修繕のコストをご提案することが極めて困難です。既存施設については、点検、保守のみとし、修繕は対象外としていただきたいと思います。
36	業務の実施（建築設備保守管理）	20	4	3	(2)				業務計画書の提出について、2ヶ月前までに作成し、県へ承認を得る旨の記載がございますが、翌年度計画の修正期限としては、少々早いタイミングと存じます。1ヶ月前に修正いただけませんかでしょうか。
37	業務の実施（施設備品保守管理）	23	4	4	(2)				業務計画書の提出について、2ヶ月前までに作成し、県へ承認を得る旨の記載がございますが、翌年度計画の修正期限としては、少々早いタイミングと存じます。1ヶ月前に修正いただけませんかでしょうか。
38	業務の実施（清掃）	24	4	5	(2)				業務計画書の提出について、2ヶ月前までに作成し、県へ承認を得る旨の記載がございますが、翌年度計画の修正期限としては、少々早いタイミングと存じます。1ヶ月前に修正いただけませんかでしょうか。

番号	項目名 (タイトル)	箇所							意見・提案内容
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字	
39	業務の対象 (清掃)	27	4	5	(8)	7			<p>PFI事業者 (SPC) が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者と位置づけられていますが、実際に排出しているのは環境センター及び衛生研究所であることを鑑みると、本来は県自身が排出事業者となるべき性格のものだと考えます。</p> <p>また、特別管理産業廃棄物を管理する資格者をそのためにSPCが雇い配置するという不合理も生じますし、仮にSPCの下で維持管理業務を行う会社が配置するとして場合、排出事業者自身が管理者を配置するという法律上の趣旨にそぐわないのではないかと疑問を抱かざるを得ません。したがって、本業務はPFI事業の対象外とすべきではないでしょうか。</p> <p>ただし、排出事業者である県と廃棄物業者が直接契約した上で、支払い代行業務をPFI事業者が担うことは可能かと考えます。</p>
40	業務の対象	27	4	5	(8)	7			<p>「事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者として～」とありますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、排出事業者は県側にあると思われます。廃棄物を発生させた当事者ではない事業者が廃棄物処理業務を行うことは同法に抵触すると考えられるので、当該業務は事業者の業務対象から除外して頂けませんでしょうか。</p>
41	業務の対象	27	4	5	(8)	7			<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める排出事業者については、実際の廃棄物の排出者が環境調査センター及び衛生研究所であることを鑑みると、愛知県が排出事業者に該当すると考えます。</p> <p>また、特別管理産業廃棄物を排出する事業場においては、排出事業者から「特別管理産業廃棄物管理責任者」を配置する必要があり、PFI事業所のコスト増に繋がると共に、廃棄物の適正処理の管理監督をすることになることを鑑みると、愛知県が排出事業者となり、認定された廃棄物業者と契約することが妥当であると考えます。</p> <p>よって、本業務については、本事業の対象外として頂きたいと考えております。</p>
42	業務の対象	27	4	5	(8)	ア			<p>廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分業務は業務から外していただけませんか？</p>
43	業務の対象	27	4	5	(8)	7			<p>特別管理産業廃棄物を扱う場合、排出事業者が「特別管理産業廃棄物管理責任者」を配置する必要があります。</p> <p>SPCが排出事業者とされた場合、SPCとして「特別管理産業廃棄物官営責任者」を雇用して配置せねばなりません。</p> <p>本事業は県が排出事業者として、特別管理産業廃棄物に係る業務は除外して頂けませんでしょうか。</p>
44	業務の実施	24	4	6	(2)				<p>業務計画書の提出について、2ヶ月前までに作成し、県へ承認を得る旨の記載がございますが、翌年度計画の修正期限としては、少々早いタイミングと存じます。1ヶ月前に修正いただけませんかでしょうか。</p>
45	業務の実施	24	4	7	(2)				<p>業務計画書の提出について、2ヶ月前までに作成し、県へ承認を得る旨の記載がございますが、翌年度計画の修正期限としては、少々早いタイミングと存じます。1ヶ月前に修正いただけませんかでしょうか。</p>
46	業務の実施	24	4	8	(2)				<p>業務計画書の提出について、2ヶ月前までに作成し、県へ承認を得る旨の記載がございますが、翌年度計画の修正期限としては、少々早いタイミングと存じます。1ヶ月前に修正いただけませんかでしょうか。</p>

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する意見・提案

別紙1 各室・エリアの要求水準

番号	項目名 (タイトル)	箇所							意見・提案内容
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字	
47									各諸室の一週間あたりに換算した使用頻度をご教示願います。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業「要求水準書（案）」に関する意見・提案  
 資料8 ZEB関連資料 本館・研究棟のZEB評価方法（1次エネルギー消費量の削減手法）について

番号	項目名 (タイトル)	箇所							意見・提案内容
		頁	第	数	(数)	か	(か)	英字	
48	基本設計の概要 試算値内訳	6	5						ZEB対象の1次消費エネルギーの範囲として、実験系（実験用・冷蔵庫）負荷の消費電力は消費エネルギーの計算対象から除外とのことですが、 ①それら実験系負荷の稼働に伴う、室内発生熱は空調にて処理する必要があるので空調消費エネルギーに含む。 ②ドラフトチャンパーの運転に伴う、導入外気負荷は空調にて処理する必要があるので空調消費エネルギーに含む。 というご主旨と思いますが、上記①②を含んだ上で、空調1次消費エネルギーを771MJ/m2⇒245MJ/m2に削減する算出根拠をご教示願います。合わせてドラフトチャンパーの稼働時間の想定もご教示願います。
49	基本設計の概要 試算値内訳	6	5						ドラフトチャンパーとそれに伴う排気ファン、スクラパーの消費電力のエネルギー消費量はZEBの対象から外していただけますか？
50	基本設計の概要 試算値内訳	6	5						実験系の諸室のコンセント消費電力はすべて除外と考えてよろしいでしょうか？その場合各室がコンセント消費除外の対象室か否かを別紙各室エリアの要求水準に明記していただけますでしょうか？